

京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項の一部を改正する要項  
京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項（平成13年2月27日総長裁定）の一部  
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項

「行政文書」を「法人文書」に改める。

第2第5項中「分館」を「大学文書館分館」に改める。

附 則

この要項は、平成16年9月6日から実施し、平成16年4月1日から適用する。